

利用促進機能 市民後見協力員について

令和7年度 第2回 松戸市成年後見制度利用促進協議会

令和7年10月28日（火）

松戸市 地域包括ケア推進課・障害福祉課

令和7年度 各機能の目標と達成に向けた取り組み

③利用促進機能

b)担い手の育成・活動の促進

◎目標

- ・市民後見協力員の周知の機会を増やす . . . ①
- ・市民後見協力員の活動の場の拡大を検討する . . . ②
- ・実状に合わせた研修会や勉強会を開催する . . . ③

◎目標達成に向けた取り組み

1. 市民後見協力員の周知及び活動の現状を整理し、権利擁護に係る他の取組での活用を検討する
 - ・市民後見協力員の活動及び取組状況等を改めて確認するとともに、より多くの人に関心を持ってもらうことができるよう、その活動内容について周知を図る。
 - ・市民後見協力員等が持つ視点や経験を生かすことができる場として、法人のもとでの活動の他に権利擁護に資する事業への参加等を検討する。

① 市民後見協力員の周知の機会を増やす

【市民後見人と市民後見協力員について】

全国的には市民後見人を養成しているが、本市では独自に市民後見協力員の取組を進めている。市民後見人は自治体の研修を終了し、裁判所から選任されることで、専門職後見人と同様の活動を行う。市民後見協力員は成年後見人として活動を行う法人に所属する弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職協力員とペアを組み、無償のボランティアとして活動をしている。市民が後見業務の責任をすべて負うのではなく、専門職をサポートする形で、被後見人等に対応している。また活動を通じて成年後見制度や高齢者・障害者への理解を深めてもらうことを目的としている。

後見制度のニーズは増加しているが、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の受け皿はいっぱいになってきている。千葉県の上3士会としても後見人の依頼があっても受けることが出来ない実態があると、この成年後見利用促進協議会でも以前から委員よりお話があった。

また、市民後見人が養成されていても、実情として家庭裁判所から選任されるのは、申立て事件のうち全体の0.8%にとどまっている。

8-1 成年後見人等と本人との関係について（資料10-1）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約17.1%（前年は約18.1%）となっている。
- 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約82.9%（前年は約81.9%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
- 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

関係別件数（合計）	41,322件（前年40,731件）
親族	7,077件（前年7,381件）
親族以外	34,245件（前年33,350件）
うち 弁護士	8,794件（前年8,925件）
司法書士	11,875件（前年11,984件）
社会福祉士	6,873件（前年6,133件）
市民後見人	331件（前年343件）

全体の0.8%

① 市民後見協力員の周知の機会を増やす

【松戸市成年後見制度法人後見支援事業】

本事業は市民後見協力員の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、松戸市内における法人後見の活動を推進し、障害者・高齢者の権利擁護を図ることを目的としている。

【市民後見協力員とは】

市民後見協力員は成年後見人として活動を行う法人に所属する弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職協力員とペアを組み、無償のボランティアとして活動する方。

R7年度現在、市民後見協力員の登録者数は69名となっている。

【市民後見協力員が担う業務】

- ・主に身上保護に配慮した業務を担当し、少なくとも1か月に1回、被後見人等の自宅または施設等へ伺い面談を行う。面談をして被後見人等の日常生活を把握し、健康面や精神面など気が付いた問題点や改善点を専門職協力員や法人へ報告する。
- ・また被後見人等を日常的に支援する支援者との連携に努め、その支援状況を専門職協力員等に報告する。
- ・成年後見制度の啓発に努める 等

【本市としての今後の展望】

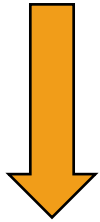
本市としては市民後見協力員をより推進していくことで、下記の効果を期待している。

- 1、地域における充実した見守り支援
- 2、市民目線に立った支援
- 3、市民の認知症や障害への理解の促進

① 市民後見協力員の周知の機会を増やす

【市民後見協力員養成講座】

市民後見協力員養成講座は平成23年から開始し、現在は2年に1回開催中。
令和8年度は市民後見協力員養成講座実施の年となる。今後も成年後見制度利用者数は増加していくことが見込まれることから、本市ではより多くの方に市民後見協力員となっていたきたいと考えている。



令和8年6月頃を予定
※詳細は参考資料4のチラシを参照

【周知機会の拡大】

(従前)

- ・市内支所や市民センター、その他公的施設を中心にチラシを配架
- ・市SNS(X)の活用

(今年度)

- ・現行の周知は継続
- ・地域巡回講演会での周知
- ・広報まつど及び市SNS(X、facebook、LINE)のさらなる活用
- ・民生委員や保護司、人権擁護委員への周知
- ・元気応援くらぶやシルバー人材センター等の活動団体への周知 等

② 市民後見協力員の活動の場の拡大を検討する

【活動の場となりうる市役所事業についての調査】

- ・ 高齢者福祉関係
- ・ 認知症予防関係
- ・ 介護保険関係
- ・ 障害者福祉関係
- ・ 成年後見関係
- ・ 生活保護関係
- ・ 高齢者虐待関係
- ・ 障害者虐待関係 等

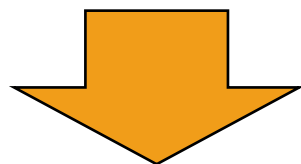
【ニーズ把握のため、市民後見協力員に対してアンケートの検討】

（対象）本市市民後見協力員の登録をしている方69名

（内容）活動状況、活動頻度、活動している中での負担感、今後更なる活動を希望するか 等

⇒

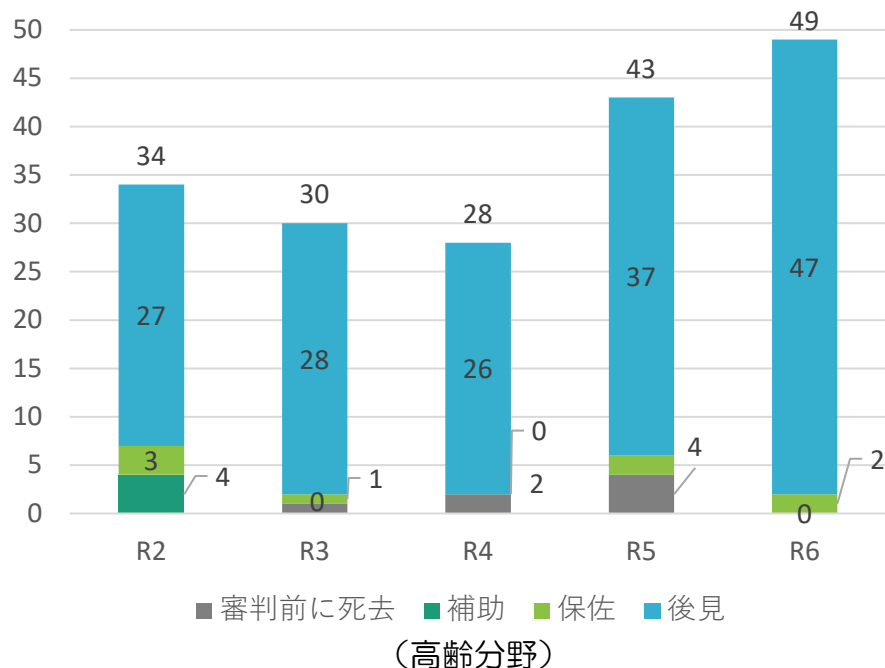
ニーズ把握に向け、アンケートは有効と考えられるも、市民後見協力員の本来業務への影響やアンケート実施により活動範囲増と受け止められ、心理的負担を感じる等も予想される。そのためアンケートの検討には慎重さが求められる。



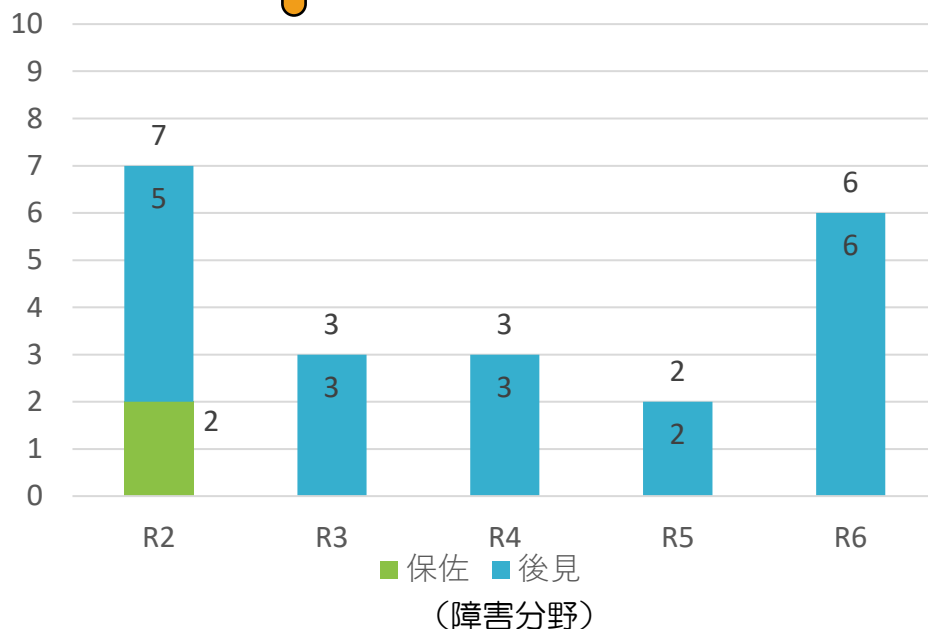
「市民後見協力員の活動の場の拡大」については、市民後見協力員の活動内容等を考慮しながら、引き続き適切な方法を検討していく。例えば、勉強会アンケートの活用等。

③ 実状に合わせた研修会や勉強会を開催する

◎市長申立て件数（各年度実績）



※高齢者分野が圧倒的に多い



※参考 令和7年度第1回成年後見制度利用促進協議会より

目的：認知症に関する正しい知識を学び、今後の市民後見協力員への活動に活かす。

日時：第2回成年後見制度利用促進協議会終了後の11月以降

場所：未定

内容：認知症サポーター養成講座

講師：未定（本市高齢者支援課に申請する予定）

費用：無料

③ 実状に合わせた研修会や勉強会を開催する

◎認知症サポーター養成講座とは

市民向け

認知症サポーター 養成講座



「認知症」は誰でもなる可能性のある病気です。65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症になるといわれています。

認知症サポーターとは、認知症のことを正しく理解することで、やさしく見守ることができる『応援者』です。

この講座では、「認知症」について正しく理解し、認知症の方との接し方のポイントや具体的な声のかけ方などを学ぶことができます。

- 講座時間 90分程度、講師が皆様のもとに出向いて講義いたします。
- 講座受講者にはサポーターの証であるオレンジリングをお渡しします。

団体
申込方法



1

市役所高齢者支援課、またはお近くの高齢者いきいき安心センター（裏面参照）に電話、またはメールでお申し込みください。（お申し込みは、10名以上でお願いします）

2

希望日時や受講人数をお知らせください。



3

担当する講師より、折り返しご連絡いたします。詳細は、講師と打ち合わせていきます。

個人
申込方法

個人で受講を希望する方は、市ホームページより開催日時をご覧ください。



市ホームページ

- 問い合わせ 松戸市役所 高齢者支援課 TEL：047-366-7346 mail：mckaigoyobou@city.matsudo.chiba.jp

こんな特徴がある人は**認知症**かもしれません



同じものを大量に買い込む



会計を済ませずに店を出てしまう



いつも同じ服を着ている
季節に合わない服装をしている



お財布に小銭がたくさんある

認知症かも？と思ったら

高齢者いきいき安心センター にご相談ください！

- 明第1 : 047-700-5881
- 明第2西 : 047-382-5707
- 明第2東 : 047-382-6294
- 本庁 : 047-363-6823
- 矢切 : 047-710-6025
- 東部 : 047-330-8866
- 常盤平 : 047-330-6150
- 常盤平団地 : 047-382-6535
- 五香松飛台 : 047-385-3957
- 六実六高台 : 047-383-0100
- 小金 : 047-374-5221
- 小金原 : 047-383-3111
- 新松戸 : 047-346-2500
- 馬橋西 : 047-711-9430
- 馬橋 : 047-374-5533

※担当センターがわからない場合は、松戸市役所 高齢者支援課（047-366-7346）までお問い合わせください。